

る。只筆者の畫く正規な標準負荷重否全國の負荷重は將來尠くとも十八噸乃至二十噸としたい。この點國道指定府縣道等の種類によつて道路法施行規則に定めがある様であるが、私は寧ろ地方の貨物狀況を見て定むべきではなからうかと思ふ。木材や石材や薪炭を運ぶ地方の橋梁は負荷重を大にせねば廉價なる運賃にて運送し得られない。かくの如くんば産業開發や地方の利用更生にならない。私は自動車運送と橋梁に付て特に御注意を喚起し

(1) 橋梁の集中改良工事主義

(2) 出貨の種類による橋梁の負荷重力増加主義

を提唱し、我國の地方開發の爲負荷重を増大し長大なる貨物自動車列車によつて眞に道路運送の價値を發揮したい。私は「バス」に二輛の貨物車を取付けたる「セミツレラー」の試験を幅員四米最少半徑四間最急勾配十分の一の區間に約五時間試験して成功した。その長さや重量を發見する時は批難の雨を恐れるが故に發表を見合せ。かくして私は地方開發の爲運賃低廉と公共機關の公共化の爲精進して居る事文を申上げ置く。

次は道路竝に道路標造、道路の材料、自動車の道路に及ぼす影響等に就て淺學を不顧御叱正を乞ひ度い。(未完)

## 道路交通史上より見たる江戸日本橋の地位

和田篤憲

一 緒 言

四方赤良

すこ六のさいの目出度き振り出しの

やはり一本にほんばしかな

抑々大江戸日本橋の繁華は江戸が日本の中心であり、日本橋が江戸の中心であるからである。先づ江戸時代に於ける日本橋は凡そあらゆる意味に於て重要な場所であつた。

私がこの大江戸日本橋を云々せんとしたのは勿論表題の示すが如く、主として道路交通史上からではあるが、尙併せてこれと關係ある範圍に於ては日本橋の風格にも觸れてみたいのである。

俳人其角が「鐘一つ賣れぬ日はなし江戸の春」と謳つた大江戸の繁榮は、それは徳川時代黄金文化の頃の事であつて、月の入るべき山端もなしと詠じたる歌人の目に映つた武藏野の風光さながらの大原野であつた時代をも吾人は想起することが出来る。この武藏野の江戸とはそも如何なる處であつたらう。今屋代弘の「古今要覽稿」に「江戸は江戸の義なるべし……江戸の號は江に臨める意成べし、國初以前、今の雉子橋外より、北の方に大沼あり、是より西の方、もちのき坂下まで入江にてありし由、然らば只今の御城内、古より江戸と名附る所なるべし、惣名となり候事は

其比近邊の根城たるによりてなり云々」といつてゐるのを見て、或はその状の一斑を察することが出来る。

この江戸に太田道灌が江戸城を營んだのは人皇百二代花園天皇の御宇、康正四年丙子であつた。

然も其頃の江戸城の結構は今の本丸の地域らしく、城外は大海に近く深く海水が灣入し、海運の便も大であつたらしい。大橋といふ一橋ありて畿内、近國よりの商船入津し町家も追々建設せられ、江都の基を造つたのである。

天正十八年八月、徳川家康入國の頃も尙江府は交通施設の劣しい一漁村たるに過ぎなかつた。「天正日記」に據れば、八月一日に江戸城に入つて同十八日、已に城下の橋架設に着手した。然して同二十九日には橋梁の新に架せらるべきもの二百七十三を計上し、その中百五橋を急造することとしたのである。天正日記に曰く「廿九日、はれる。はしかけ可申所二百七十三あり。その内さしかゝり急に入用の分百五つあり」と。

尙、同時に從來存在せしものを修補し、架設更をなすも

のは併せて之を行つた。

以て家康入國當時の江戸の状を知ることが出来よう。この江戸、江戸日本橋が交通の中心となり、江戸繁昌の中樞地となり、諸種の設備を見るに至つたのは其後のことに屬する。以下順を追つて此等の事實を叙述すること、しよう。

## 二 江戸日本橋の位置と沿革

緒、家康入府當時、日本橋附近は猶、湊町の儘で、黒水消夏録に云へるが如く、舟渡を使用してゐたのであつた。

後慶長八年に至り、大土工を起し、芝口より淺草口に達する江戸幹線の開通を見た。こゝに日本橋の兩岸は交通上必須の地となり、在來の舟渡では間にあはなくなつてしまつた。然して六十餘州より招致した土木技術者をして兼ねて該橋梁の建立を命じたものらしく、慶長見聞集に「されば先年江戸大普譜の時分、日本國の人集りて懸けたる橋あり是を日本橋と名付けたり。日本橋は慶長八年癸卯の年、江戸町割の時節、新らしく出来たる橋なり」とある。尙日本

橋の創架に關して種々異説があるが、こゝには述べない。

次に日本橋の出所を見るに、種々考證せらるゝ處を一々擧げることには煩に耐へないから、その最なるものと思はるゝものを以て代表すること、しよう。御府内備考には「……此橋江戸の中央にして、諸國への行程もこゝより定めらるゝゆへ日本橋の名ありといふ。僧廓然(遊歴記)に云、日本橋は海内にしらざる者なく、ましてや此橋を以て江戸首途のはじまりとし、處々馬繼の行程を定む。……」とあるが、就中妥當と思はれる。

然らば當時(慶長)、江都の中樞たりし、日本橋附近に於ける狀況を慶長見聞集に伺ふに、

見しは今、江戸町、東西南北に堀川有て、橋も多し、其數を知らず。扱又御城大手の堀を流れて落る大河一筋あり。此川町中を流れて南の海へおつる。

此川に日本橋たゞ一すぢかゝりたり。是は往復の橋也。町中ゆきかひの人、此はし一つに集りて往來なせり。(中略)敷板のうへ三十七間四尺五寸 廣き四間二尺五寸なり。此橋に於ては晝夜、二六時中、諸人群をなし、くびすをつゝんで往還たゆる事な

し。

扱、慶長八年に創架せられた日本橋は十五年間保存したが、元和四年に架換をなし、四十一年保ち、明暦三年正月

の大火に焼失し、萬治二年新架せられた（四十一年間保存す）。次で、元祿十二年十二月に火難に罹り、焼失したので同十三年に新架したのであつてこれは十二年の後、正徳元年十二月、又々焼失し、同二年に新架した。かくて五十二年間保存された。同橋は延享五年十二月に修復せられ、十六年間経過して寶曆十三年に新架し、十年の後安永元年二月焼失し、同三年新架したのである（二十三年間保存）其後寛政八年新架（十年間保存）、文化三年焼失、同年新架（十六年間保存）、文政五年十一月焼失、同六年三月新架（十二年間保存）、弘化二年新架（十五年間保存）、萬延元年新架（十二年間保存）、明治五年五月新架（三十九年間保存）、明治七年十二月車道修繕、十一年五月車道修繕、二十一年三月、車道修繕、二十四年十一月修繕、三十四年十二月修繕、三十五年車道修繕、次で、四十四年三月、石橋日本橋

の竣工を見たのである。即、其架橋以來三百有餘年間に前後改築をなすこと十四回、焼失六回、朽廢したること七回大修繕一回に及んだ。

次に江戸時代に於ける日本橋の繁榮振の一端を御府内備考及び江戸名所圖會に依つて伺ふことゝしよう。こゝに御府内備考は文政十二年九月の稿了であり、江戸名所圖會は天保三年の開版となつてゐるから、共に其事實はそれより以前の事を述べたものである。然し乍ら其時代は餘り間隔がないから、兩者對照して見ることが出來よう。

#### 日本橋（御府内備考所載）

欄干葱花子の銘に、萬治元戌年九月吉日、鑄物師権名兵庫頭吉綱と鑄す。長二十八間、此橋江戸の中央にして、諸國への行程もこゝより定めらるゝゆへ日本橋の名ありといふ。僧廓然（游歴記）に云、日本橋は海内にしらざる者なく、ましてや此橋を以て江戸首途のはじまりとし、處々馬纒の行程を定む。所謂品川へ貳里、板橋へ三里、王子へ貳里餘、千住へ貳里、四ツ谷追分貳里、練馬三里半、行徳へ

舟路二里 陸路三里 等。此處より人馬の駄賃を定めらる。扱又御府内東は淺草御見附へ拾四町、北は神田筋違御見附へ拾三町、西を願れば御城へ行程十餘町、且橋上には往來の四民、貴賤上下、男女老若、諸商人、馬車晝夜をわかつたず、風雨といへども群集する様、諸國の名ある市日も争及ばん。殊更橋の四方の町々は、豪家軒をつらね、分限富を競ひ、問屋集ひ住、金銀爰に集る。嘗や六十餘州の繁昌を此處に攝したれば、日本橋と名付しも理りと覺ゆ。又橋下には若干の舟船撃互し、漕あり、泛たのしめるあり、乗込あり、乗出すあり、舟がよりするありて、廣き河中も見へざるが如し。此東にならび掛たるを江戸橋といへるも、古來江戸とさしていふは此邊の事とみゆ。

〔深草元政法師の紀行〕にはく、五日池上へまうでたるに、谷中へ出給ふといへば、諸堂おがみて、やがて江戸へをもむきぬ。たそがれに日本橋のもとにつく。二階なる所に月を見て。

日本橋邊日本秋。更無一事挂心頭。

今宵新見江上月。影滿扶桑六十州。

日本橋（江戸名所圖繪所載）

南北へ架す。長凡二十八間、南の橋詰西の方に御高札を建らる。欄檻葱寶珠の銘に、萬治元年戊戌九月造立と鐫す。此橋を日本橋といふは、旭日東海を出るを、親しく見る故にしか號るといへり。（事跡合考に云ふ、日本橋のかゝり其考へを記せり。されど北條五代記、永樂錢制禁の事をしるせし條下に、慶長十一年午のとし極月八日、武州江戸日本橋に高札を建る、とある時は慶長十七年以前なりとするべし。）此地は江戸の中央にして、諸方への行程も此所より定めしむ。橋上の往來は、貴となく賤となく、絡繹として間斷なし。又橋下を漕つたふ魚船の出入、且より暮に至る迄、嗽々として響し（北の橋詰を室町一の町の巽角を尼店といふは、尼崎屋又右衛門、拜領の町屋なるゆゑに、略してかくよびならはせり。此所は漆器の類ひすべて旅行の具および荷馬の裝束をあきなふ廓多し、其西の横小路を品川町裏河岸と號く。釘鍔物の店多き故に、釘店といふ。又東の河岸を船町といふ、魚家あり）（日本橋の圖、參照）

尙、參考として日本橋に關する詩の一二を擧げよう。

山崎闇齋（遠遊紀行）に、

日本橋

自是太平無事客。東關行盡幾山川。武江城上慶雲靜。日本橋頭人氣燭。翠帶紅衣常絡繹。玉鞍金輿每駢闐。相如題柱如何意。富貴從來元在天。

平岩仙桂(北越紀行)に、

日本橋

十二街中市語囂。商船輻泛千艘。東來西去諸州客。卽是成都萬里橋。

こゝに日本橋につき一言すべきことは、(一)日本橋は全國の元標をなしてゐた事、(二)交通高札場のあつたこと、(三)交通以外の高札をもちげ、人心の指導を計り、且さらし場のあつたこと。で、(一)及(二)は勿論道路交通關係のことであるが、(三)の事柄も該所が交通頻繁なる巷なればこそ、江府の中樞地であればこそ、かゝる世道人心を訓戒する爲めの諸設備があつたと見るべきではなからうか。要するに、江戸時代の日本橋は道路交通上基點をなしてゐた重要な場所であつたといふことが解るであらう。以下此等の事に關して二三言及したい。

### 三 道路元標としての日本橋

慶長九年二月、江戸日本橋を全國の交通中心となし、各地に通ずる道路を五街道と稱し、第一の要路とし、其他を凡て脇往還としたのである。然して五街道と稱するものは即、東海道、中仙道、日光街道、奥州街道、甲州街道がこれである。かくて日本橋の元標より一里毎に一里塚を築造して、以て全國に及ぼし、行旅の便を計つたことは實に意義あることである。一里塚に就ては慶長見聞集及聞見集に詳である。左にこれを示さう。

當君(秀忠)の御時代に、一里塚をつくべきよし仰出されたり。されば日本橋は慶長八癸卯年、江戸町わりの時節、新敷出來たる橋なり。然に武州は、凡日本橋東西の中國にあたりと御説有て、江城日本橋を一里塚のもとと定め、三十六町を道一里につき、是より東のはて、西のはて、五畿七道残る所なく一里塚をつかせ給ふ。年久治ならず、諸國亂れ、邊土遠境の道せばくなる所に、曲たる處をば見はからひ直につけ、道をひろげ、牛馬のひづめの勞せざる様小石をのぞき、大道の兩邊に松杉を

植、小河をば悉く橋をかけ、大河をば舟橋を渡し、日本國中民間往復のたよりにそなへ給ふ事、慶長九年也。萬人喜悅の思ひをふくみ、萬歳を願ひあえり。云々。(慶長見聞集)

又、

昔より道中ななりくとさだまり有之候といへども、偽多く候つる。秀吉公御代に繩を御はらせ、三拾六町を一里と御さだめ塚を一里毎に御つかせ、塚ごとの上に榎をうえ申候。雖然だちん錢の定りなく候まゝ、手間入てはか行兼申候へる。上方かうしやの大名家、江戸にて皆々御相談の上、一里十六文づゝ、此外山川にはまし錢さしくはゞり、駄賃走り申候つる。只今はだちんまし錢有之やうに承候。壹駄荷は四十貫目、のりかけは兩荷貳拾貳貫目、乗主拾八貫目、合して是も四拾貫目、一石も四拾貫目。(聞見集)

即、この一里塚の設置があつて始めて正確な里數を讀むことが出來、又、それに則した駄賃錢等の規定も實現可能となり、従つて種々駄荷等の取締も嚴重に行はれるの氣運を示すに至つたのである。

#### 四 道路に關する日本橋の高札

日本橋の高札は橋の南詰(日本橋南詰の圖参照)に建てられてゐたのである。

抑々江戸に於ける高札場は日本橋の外に淺草橋、常盤橋筋違橋、麴町、芝車町の五ヶ所に設置せられてゐたが、就中、日本橋のそれは代表的のものであつた。然してこの高札場は正徳元年五月の設置である。然も高札は、法度、人馬賃錢等の外諸種の禁令に及んでゐることは上述の如くであるが、先づこゝに於ては道路に關係ある高札から始めることとし、次で其他の高札に及ぶであらう。

正徳元年五月の道路に關する高札は次の如くである。

定

一 駄賃並人足荷物次第

御傳馬並駄賃の荷物壹駄

重サ四十貫目

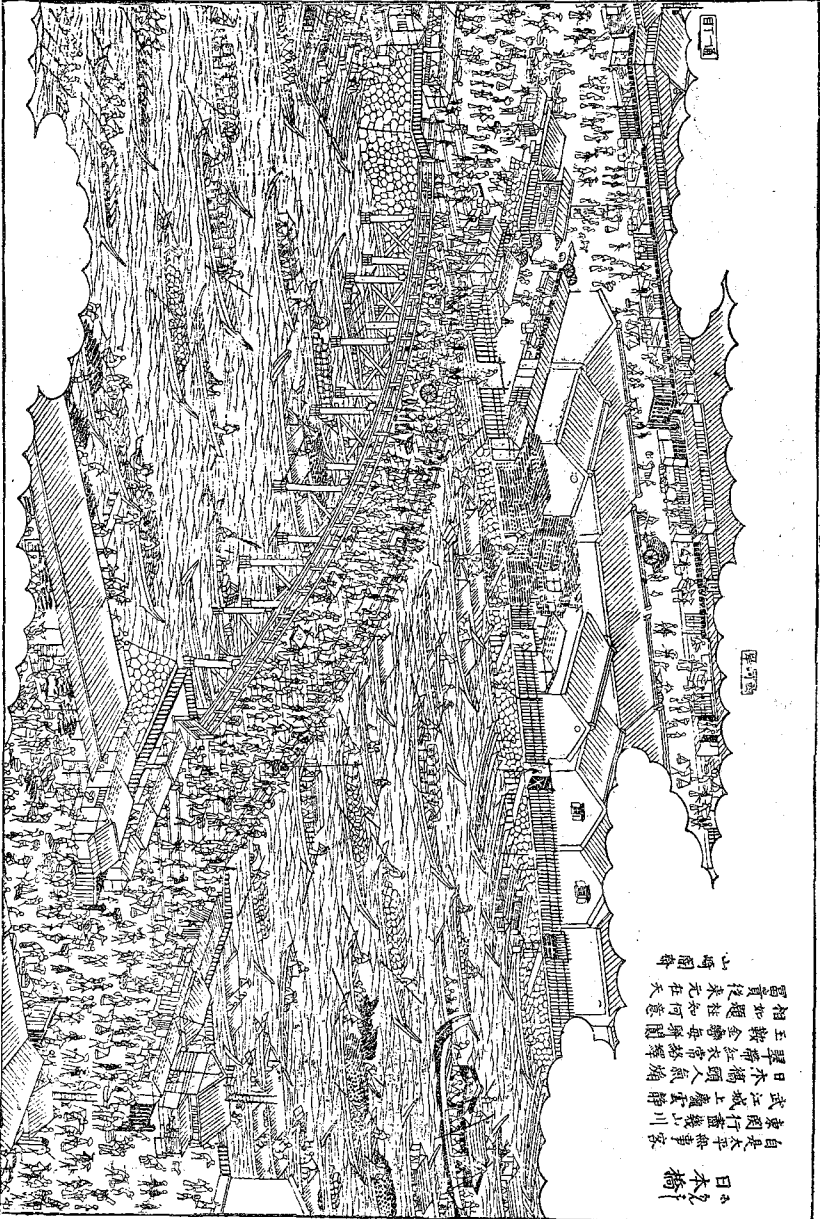
歩物の荷物一人

重サ五貫目

長持壹棹

重サ三十貫目

但人足壹人持重さ五貫目の積り、三拾貫目の荷物は六人して持べし。それより輕き荷物は貫目にしたがひて人數減べし。此外いづれの荷物もこれに準すべき事。



日本橋

自安平無事客  
 東國行盡幾川  
 武之城上廣雲靜  
 日本橋頭人氣煩  
 翠帶紅衣常惹尋  
 玉鞍金帶每將圍  
 相知遊柱知何意  
 買賣從來元在天  
 山崎園翁

長河橋

目下

圖の橋本日載所「會圖所名戶江」





乗物壹挺

次人足六人

山乗物壹挺

次人 足四人

一 御朱印傳馬人足の數、御書付の外不可出事。

一 道中次人足、次傳馬の數。たとひ國持大名たりといふとも其家中ともに東海道は一日に五十人、五十疋に過べからず。此外の

傳馬道は貳拾五人、廿五疋に限るべし。

但江戸、京、大阪の外、道中におひて人馬ともに不可退通事。

一 御傳馬駄賃の荷物は其町の馬残らず出すべし。若駄賃馬多く入候時は、在々所々よりやとひ、たとひ風雨の節といふとも、荷物運々なきやうに相計ふべき事。

一 人馬の賃、御定の外増錢を取におひては、牢合せしめ、町々問屋年寄は過料として鳥目五貫文宛、人馬役は家壹軒より百文宛

可出事。

附。往還のともがら理無盡の議を申かけ、又は往還のものに對し非分の事有べからざる事。

右の條々堅可相守之。若於相背者可爲曲事者也。

正徳元年五月

奉 行

享保三年の人馬賃錢に關する高札は左の如くである。

定

一品川まで

研究

荷物一駄 九十四文

乘懸荷人共 同 斷

から尻馬一匹六十一文

付 あぶつけはから尻に同じ

それより重き荷物は本駄賃と同じかるべし

人足一人 六十一文

中略 千住、川口、板橋、上高井戸、下高井戸に亘る分の定は

煩忙に亘るの故を以てこれを略した。

右之通可取之、若於相違可爲曲事者也

享保三年十月 日

奉 行

儲、慶長以後人馬賃錢は改正したのであるが、上記賃錢

表の如く享保三年に至つて各道の賃錢を規定し以て、標準

額となしたもので、爾後天明五年より慶應三年に至る凡百

五十年間數千回の賃錢の改正ありしにも不拘、其賃錢は本

賃錢(規定)の何割何分を以て示し、根本規定たる該高札は

そのまゝこれを採用したのである。

尙、正徳の高札に明記せられた規則には、(一)駄賃並人

足荷物次第、(二)御朱印傳馬人足の數、(三)道幅次人足

次傳馬の數、(四)御傳馬駄賃の荷物はその町の馬残らず出すべし。(五)人馬の賃の五條よりなつてゐて結局駕量負擔の制限と公私等による人馬の繼立方法と人馬賃錢の三つに約することが出来るのである。

### 五 其他の高札

次で、参考のために道路關係以外の高札を示せば左の如くである。即、一般刑法、五倫及生活等に關する禁令、きりしたんに關する禁令、金錢、賣買結社等に關する禁令の三つである。

#### 高札

- 一 親子兄弟夫婦を始、諸親類にしたしく、下人等に至るまでこれ(脱カ)をあはれむべし。主人あるともがらは各其奉公に精出すべき事
- 一 家業を専らにして懈る事なく、萬事其分限に不可過事。
- 一 いつはりをなし、又は無理をいひ、惣して人の害になる事をすべからざる事。
- 一 博奕の類、一切に禁制の事。
- 一 喧嘩口論をつゝしめ、若其事ある時はみだりに出合べからず。

手負たるものかくし置べからざる事。

一 鐵炮みだりに打べからず。若違犯のものあらば申出べし。隠し置、他所よりあらはるに於ては、其罪重かるべき事。

一 盜賊惡黨の類あらば申出べし。急度御褒美可被下事。

一 死罪に行るゝ事ある時馳集べからざる事。

一 人賣買かたく停止す、但男女の下人、或は永年季、或譜代に召置候事は相對に可任事。

附。譜代の下人、又は其所に住來るともがら、他所うえ能越、妻女をもち、有付候もの呼返すべからず。

但罪科あるものは制外の事。

右の條々可相守之。若相背に於ては可被行罪科者也。

正徳元年五月 日

奉行

#### 定

きりしたん宗門は累年御制禁たり。自然不審なるもの有之は申出べし。御褒美として、

はてれんの訴人 銀 五百枚

いるまんの訴人 銀 三百枚

立歸り者の訴人 銀 三百枚

同宿拜家門の訴人 銀 百枚

右の通下さるべし。たとひ同宿宗門の内たりといふとも、申出

る品により、銀五百枚下さるべし。若かくし置、他所よりあら  
わるゝに於ては、其所の名主并五人組まで一類ともに罪科に行  
はるべきもの也。

正徳元年五月 日 奉 行

定

一 毒藥并似世藥賣買の事堅禁制す。若違犯のものあらば其罪重か  
るべし。たとひ同類といふとも、申出るに於ては其罪をゆる  
され、急度御褒美可被下事。

一 似せ金銀賣買一切に停止す。若にせ金銀あらば金座、銀座へ遣  
べし相改むべし。並はつしの金銀も、是また金座、銀座遣わし  
可相改事。

附。惣して似せものすべからざる事。

一 寛永の新錢、金子壹兩に四貫文、壹分には壹貫文たるべし。御  
料私領ともに年貢收納等にも御定のごとくたるべき事。

一 新錢の事、錢座の外一切鑄出べからざる事。

一 新作の劔ならざる書物、賣買すべからざる事。

一 諸職人いひ合せ、作事料、手間賃高直にすべからず。賣買も  
の或は一所に買置、賣し、あるひはいひ合せ、高直にすべから  
ざる事。

一 何事によらず誓約をなし、徒黨を不可結事。

研 究

右の條々可相守之。若相背におひては可被行罪科者也。

正徳元年五月 日 奉 行

## 六 結 言

江戸日本橋はかくて日本の中心となつた頃、それは單に  
日本の誇であつたのみでなく江戸人士の誇の的であつた。  
かくて文人墨客の詩畫の材となつたことはもとよりである  
が、種々の物語の舞臺を與へたり、江戸ツ子特有の迷信の  
對象物となつたりするにさへ至つたのである。然も吾人の  
忘れてはならない事は日本橋が道路交通史上に占めて居る  
地位であらねばならぬ。

明治六年十二月、太政官達第四百十三號「道標建設の件」  
の内「里程表の位置及記載の法」の「東京は日本橋、  
京都は三條の中央を以て、國內諸街道起程の元標となし」  
と規定し、明治政府は舊政府の制度を其儘踏襲したことを  
示してゐるが、又、明治十八年二月、内務省告示第六號に  
國道表を掲げて以て日本橋を其起點として看とめてゐる。

今左に明治十五年に於ける市内街道の順次、并に里程を示し以て、日本橋が諸道の起點であつたことを知る縁としよ。即、左の如くである。(昭和の現今に於ては最早一里塚は一二の外は凡て無くなつてはゐるが、日本橋が全名所の一つとなり、東京附近にも國里程の死標となつてゐることは昔と同じである)

宿名	里程	道幅
東海	道	最廣
日本橋より	二・〇八・一九 <small>里町間</small>	一五 <small>間</small>
品川宿まで		四 <small>間</small>
中仙	道	
日本橋より	二・二五・三三	一〇
下板橋宿まで		四
甲州	街道	
日本橋より	二・〇一・二五	一一
内藤新宿まで		五
青海	街道	
日本橋より	同	上
内藤新宿まで		
陸羽	街道	
日本橋より	二・〇四・〇七	一二
千住宿まで		二
陸前濱	街道	
日本橋より	同	上
千住宿まで		

千葉	街道	
日本橋より	三・二三・四六	二〇
千葉縣境まで		一
行徳	街道	
日本橋より	三・〇七・五四	二〇
千葉縣境まで		二
相州厚木	街道	
日本橋より	四・二九・二三	一一
神奈川縣境まで		二
相州中原	街道	
日本橋より	四・一八・〇〇	一五
神奈川縣境まで		二
相州平間	街道	
日本橋より	四・〇五・〇〇	一五
神奈川縣境まで		一
岩槻	街道	
日本橋より	三・一六・五五	一〇
埼玉縣境まで		二
四ツ木	街道	
日本橋より	三・〇七・二四	一一
南葛飾郡龜有村まで		一
川越	街道	
日本橋より	五・〇二・三六	一〇
埼玉縣境まで		三
佐倉	街道	
日本橋より	四・三一・四四	一一
千葉縣境まで		二